



7高福第1291号  
令和7年11月26日

亀岡市地域包括支援センター 管理者様  
居宅介護支援事業所 管理者様  
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者様  
福祉用具取扱い事業者 管理者様

亀岡市健康福祉部高齢福祉課長  
(公印省略)

### 福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いについて（通知）

介護保険制度に基づく福祉用具の取扱いについては、厚生労働省通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号。以下、「解釈通知」と言います。）」に基づき適切に対応いただいているところですが、福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いについて疑義照会があり、本市で検討した結果、下記のとおり取り扱うこととしますので、各事業者におかれましては適切に運用していただきますよう通知します。

なお、本通知は亀岡市における取扱いであり、他の保険者と判断が異なる可能性があることに留意願います。

#### 記

##### 1 踏み台付き手すりについて

###### (1) 保険給付上の取り扱い

解釈通知において、「複合的機能を有する福祉用具」は、「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う」とされています。

従いまして、踏み台は福祉用具貸与種目に該当しないため、本市においては手すり部分と踏み台部分が一体となっており、区分できない商品については、介護保険給付の対象外とします。

ただし、手すり部分は介護保険給付対象であるため、手すり部分と踏み台部分を区分できる商品では、手すり部分のみ介護保険給付対象として貸与（保険給付請求）し、踏み台部分を自費または事業所負担で利用することは可能です。

###### (2) 新規利用について

本通知の日以降に、介護保険サービスとして新規に踏み台等付き手すりの貸与を開始することはできません。

(裏面あり)

(3) 現在すでに踏み台等付き手すりを貸与している場合

令和8年3月末日までに、貸与品の見直しや住宅改修による段差解消などのご対応をお願いします。

令和8年4月以降の踏み台等付き手すりの貸与は介護保険給付対象外とします。

## 2 福祉用具の取扱いについて

福祉用具貸与に係る対象品目については、解釈通知に基づき、テクノエイド協会の情報(TAIS コード登録状況や貸与マークの付与状況)を参考に個別に判断します。

そのため、保険給付となり得る品目であるか否か等の疑義が生じた場合は、保険給付適正化の観点から、適宜本課担当あてに確認をしてください。この場合、他保険者と取扱いが異なる場合があることにあらかじめ留意願います。

## 3 参考

« 抜粋 »

厚生労働省通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて  
(平成12年1月31日老企第34号)」

### 第1 福祉用具

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

« 公益財団法人テクノエイド協会 » <https://www.techno-aids.or.jp/>

担当	高齢福祉課 介護保険係
電話	0771-25-5182